

謹賀新年



明けましておめでとうございます。皆さま方におかれましては、ご健勝にて輝かしい新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。日頃は、恵那市政の運営に格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、一年を通じ新型コロナウイルス感染症対策やワクチン接種に対し、市民一丸となり取り組んでくださり、市民の皆さまには心から感謝を申し上げます。引き続き、基本的な感染防止対策の徹底に加え、ワクチン接種のご検討をお願いいたします。

感染症対策に加え、原油や物価の高騰に対し、気を緩めることなく機動的に対策を講じてまいります。

昨年6月、リニア中央新幹線長島トンネル新設工事の安全祈願式が行われ、工事が動き出しました。今年度は、リニアまちづくり構想に基づき、都市間連絡道路の都市計画決定や、スマートインターチェンジの整備に向けて取り組みます。加えて、昨年10月に着工が行われた国道19号瑞浪恵那道路、新丸山ダム付替国道418号の整備など、将来に向けたまちづくりを着実に進めてまいります。

り組みとして、小中学校のGIGAスクールを推進し、併せてビジネスやICTスキルの向上のため、新しい学びの形を検討してまいります。

働く場の創出のため、積極的に企業誘致や市内企業の育成に努めます。昨年引き続き、世界フリー選手権(WRC)や東海地域初となる全国発酵食品サミットを開催し、市の魅力発信と交流人口の増加に努めます。

恵那市長 小坂喬峰



背景：東雲橋（笠置町）から見た日の出

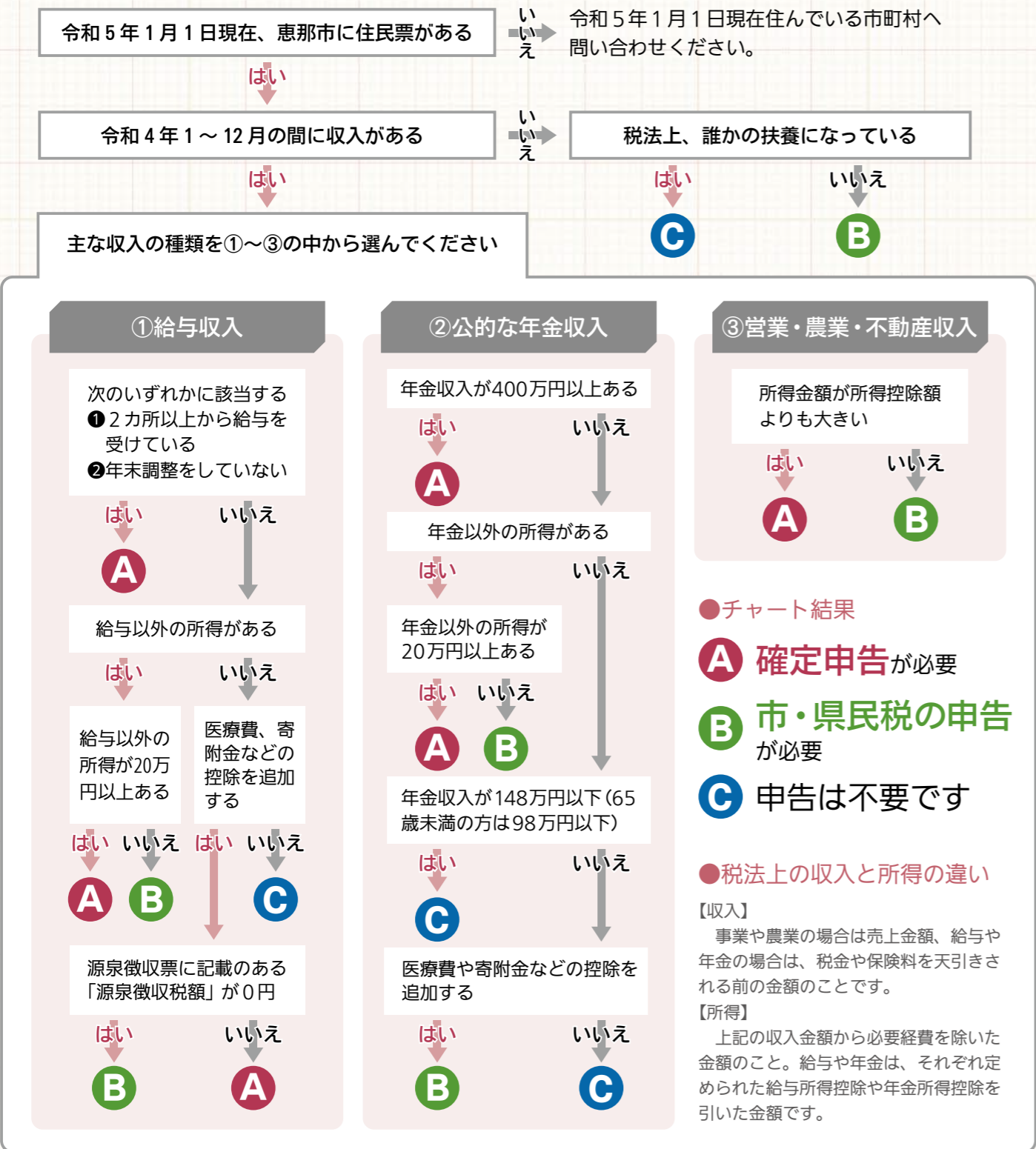
税の申告

申告期限 3月15日(水)

☎ 税務課 ☎ 26-2111 (内線126)

和三年分以降用)

はじめに 00 フローチャートで申告が必要かチェック



- チャート結果
- A 確定申告**が必要
- B 市・県民税の申告**が必要
- C 申告は不要**です

● 税法上の収入と所得の違い

【収入】
事業や農業の場合は売上金額、給与や年金の場合は、税金や保険料を天引きされる前の金額のことです。

【所得】
上記の収入金額から必要経費を除いた金額のこと。給与や年金は、それぞれ定められた給与所得控除や年金所得控除を引いた金額です。

※このフローチャートは一般的な例です

②電話で予約する（平日のみ）

専用ダイヤル

TEL 0573-25-2800

受付時間（平日）午前8時半～午後5時15分

申告相談の予約をしたいのですが…



かしこまりました！

□注意事項

- ①申告相談をする前日までに予約してください（当日の予約はできません）。
- ②電話のかけ間違いに注意してください。

●事前予約なしで、当日受け付けもできます



□受け付け方法

- ①申告日当日の午前8時半から、会場で受け付けします。当日受付枠の中で希望の時間を選んでください。
- ②混雑を避けるため、申告相談まで時間がある場合は、再度来場をお願いすることがあります。
- ③希望の時間が埋まっていたり、定員を超えたりした場合は、別の日をご予約することができます。

会場は… 02 申告会場で申告相談をする

申告会場	とき
市役所会議棟	2月16日(木)～3月15日(木)
明智振興事務所	2月6日(月)～2月10日(金)
串原コミセン	2月8日(水)、2月9日(木)
中野方コミセン	2月17日(金)、2月20日(月)
飯地コミセン	2月21日(火)
笠置コミセン	2月22日(水)、2月24日(金)
三郷コミセン	2月27日(月)、2月28日(火)
武並コミセン	3月1日(水)、3月2日(木)
山岡農村環境改善センター	3月3日(金)～3月7日(火)
岩村コミセン	3月8日(水)～3月10日(金)
上矢作コミセン	3月13日(月)～3月15日(水)

□申告相談時間（各会場共通）

午前9時～正午、午後1時～4時40分
※平日のみ

□注意事項

- ①市内の感染状況により、申告の受付期間や方法が変更になる場合があります。
- ②初日や早朝は、混み合うことが予想されます。事前予約を利用するか、時間をずらして来場ください。
- ③各会場に対象地域はありません。どの会場でも申告相談できます。

●税理士による無料税務相談

□とき 2月16日(木)～27日(月)
午前9時半～正午、午後1時～4時
※平日のみ
□ところ 市役所会議棟

予約は… 01 予約して申告会場に行く：予約開始日 1月26日(木)

会場に行く前に来場日時を予約することで、混雑を避け、待ち時間も短縮できます。インターネットの他、今年からは電話でも予約できます。感染症対策のためにも、予約してお越しください。

①インターネットで予約する（24時間OK!）

※画面は昨年のものです

市ウェブサイトの「恵那市からのお知らせ」
「申告相談の事前予約」からアクセスする。



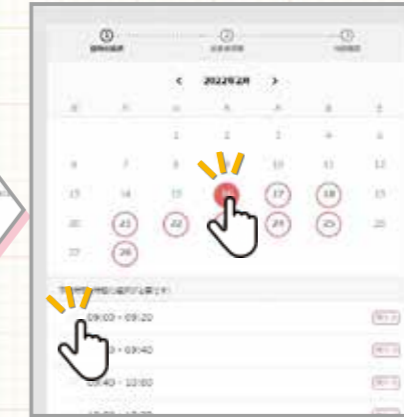
市公式アプリえ～なびの「予約・申請」内の
「申告受付」からアクセスする。



①予約専用サイトにアクセスして会場を選ぶ



②日付を選び、予約可能な時間帯を選ぶ



③会場と日時を確認し、間違いなければ「次へ」をクリック



④各項目に必要な事項を入力し、「内容確認へ進む」をクリック



⑤会場や日時などを再度確認し「予約する」をクリック



⑥予約完了。予約内容は登録したメールアドレスに届きます



□注意事項

- ①インターネットでの予約は、申告日前日の午後6時までです（当日の予約はできません）。
- ②予約時間を過ぎて来場した場合、申告相談を受けられないことがあります。
- ③前の方が終わり次第、次の方の相談を始めますので、時間が前後することがあります。

②ふるさと納税について

■ワンストップ特例制度を利用した方

令和4年中にふるさと納税を行い、ワンストップ特例制度の申請をした方は、確定申告は不要です。確定申告をすると、ワンストップ特例が適用されなくなるのでご注意ください。

ワンストップ特例を適用しない場合は、確定申告書の寄附金控除額に、全てのふるさと納税の金額を含めてください。



◀国税庁
確定申告特集ページ

☎・問

▷市・県民税＝税務課☎26-2111(内線128)

▷所得税＝中津川税務署☎0573-66-1202

③要介護認定を受けている方

65歳以上で、介護保険制度に基づき要介護1から5もしくは要支援2の認定を受けている方は、身体障害者手帳などを取得していなくても所得税法や地方税法上の障害者控除が受けられます。この控除を受けるには「障害者控除対象者認定書」が必要です。

認定書が必要な方は、介護保険被保険者証を持参の上、高齢福祉課か恵那南部地域の振興事務所へお越しください。本人や同一世帯以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。



◀市ウェブサイト
障害者控除対象者認定書のページ

☎・問 高齢福祉課☎26-2111(内線163)

書類は…
03

申告に必要なものを用意する

①前年の収入を明らかにするもの

- ①令和4年中の収入金額の分かるもの(源泉徴収票(給与・公的年金)、報酬等支払調書など)
- ②収支内訳書(営業、農業、不動産収入のある方)
※事前に作成してきてください

②各種控除を証明する書類

- ①社会保険料(国民年金保険料、国民健康保険料、健康保険料など)の控除証明書
- ②生命保険料、個人年金保険料、地震保険料などの控除証明書
- ③障害者手帳や療育手帳、介護保険担当課が発行する障害者控除対象者認定書など
- ④寄附金の領収書、証明書
- ⑤医療費控除の明細書かセルフメディケーション税制の明細書(どちらか選択)
※事前に作成してきてください(医療費通知を使用する場合は添付してください)

③その他

- ①市民税・県民税申告書(市役所から届いた方のみ)
- ②「確定申告のお知らせ」はがきか封書(税務署から届いた方のみ)
- ③マイナンバーカードか、通知カードと運転免許証などの本人確認書類



お知らせ
05

中津川税務署からのお知らせ

☎ 中津川税務署☎0573-66-1202

①確定申告はe-Taxで

■e-Taxで申告するメリット

パソコンやスマートフォンと、マイナンバーカードがあれば、e-Taxで申告できます。申告会場に行かなくても自宅から申告でき、申告書を印刷したり、添付書類を税務署に持参したりする必要もありません。



◀国税庁
e-Taxのページ



■分からないことはチャットボットや電話で解決

YouTubeの国税庁動画チャンネルで操作方法を確認できます。もし分からないことがあった場合、AIを活用したチャットボットや、電話(0570-01-5901)での相談も可能です。



◀国税庁
動画チャンネル



◀操作方法の
チャットボット

②確定申告会場のお知らせ

□とき 1月30日(月)～3月31日(金)午前9時～午後5時 ※平日のみ

□ところ 中津川税務署(中津川合同庁舎)

□注意事項

- ①令和4年分の所得税の確定申告期間は、2月16日(木)から3月15日(木)までです。
- ②令和4年分の還付申告は、1月4日(木)から中津川税務署で申告相談を受け付けます。
- ③申告会場の混雑を避けるため、入場整理券が必要です。整理券は会場当日配付しますが、国税庁のLINEから事前発行もできます。
- ④入場整理券の配布状況に応じ、当日受け付けできない場合があります。



▲国税庁LINE
友だち追加

注意事項
04

申告に関する注意事項

①申告会場では受け付けできない申告

下記のものは、市役所や各地域の会場で受け付けできない申告です。直接中津川税務署に相談ください。

- ・ 過年分の申告
- ・ 青色申告
- ・ 消費税、贈与税、相続税の申告
- ・ 住宅ローン控除の初回の申告
- ・ 利子所得の申告
- ・ 確定申告書の控えに収受印が必要な方
- ・ 令和5年1月2日以降に、恵那市に転入した方の申告
- ・ 仮想通貨の取引による収入がある方
- ・ 分離課税の申告(先物取引・山林所得)
- ・ 譲渡所得(株や土地等を売買した所得)の申告
- ・ 繰越損失の申告



これらの申告は、中津川
税務署に相談ください。

☎0573-66-1202